2健康第52010号

裁　決　書

審査請求人 [redacted]

処分庁　丸亀市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和2年9月 10 日付けで提起した処分庁による生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還金の決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（生活保護法第 63 条返還金決定処分取消請求事件（令和2年健康第5号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主　文

本件処分を取り消す。

第1　事案の概要

請求人及び処分庁の主張によれば、事案の概要は、次のとおりである。

1 [redacted]：請求人は、[redacted]交通事故に遭った。

この交通事故により、請求人は負傷し、請求人の自動車も損傷した。

2　同年7月30日、処分庁は、法第63条に基づく返還金に関するケース会議を開催し、請求人が保険会社から受領した本件交通事故の保険金[redacted]円から、基礎控除8,000円と自立更生経費[redacted]円とを差し引いた残額の[redacted]円を返還額とする本件処分を決定し、同日付文書により請求人に通知した。

3　請求人は、同年9月 10 日付けで、香川県知事に対して、本件審査請求を行った。

第2　審理関係人の主張の要旨

1　請求人の主張

請求人の主張は、概ね次のとおりである。

（1）[redacted]に交通事故に遭い、それに伴う保険金[redacted]円（同年5月13日に[redacted]円、同年6月10日に[redacted]円）を受領したが、[redacted]円は車の修理に充てた。

（2）丸亀市の担当者からは、自分の自動車の修理代（実際には、自動車業者の配慮により同程度の自動車に交換してもらった。）に充ててよいと言われていたが、当該[redacted]円を返還額から減額せずに返還金を決定された。

（3）自分には[redacted]の持病があり、[redacted]や[redacted]もつけていて生活面で不便を強いられているにも関わらず、自動車の運転を禁じられていたことに納得がいかない。現在は、丸亀市が検討した結果、通院・通所については自動車の運転を認められているが、スーパーマーケットへの買い物などについては、依然として運転を認められていない。

2　処分庁の主張

処分庁の主張は、概ね次のとおりである。

（1）本件処分に至る経緯について

①　本件交通事故に係る医療費については、保険会社の担当者とやり取りをするよう、担当ケースワーカーから請求人に対して説明するとともに、「今後、交通事故の保険金が請求人に対し支払われると思うので、金銭を受領した時は収入申告をしてもらう必要がある。保険会社から保険金に関する連絡があれば、必ず福祉課に報告するように。受領する保険金から自立更生経費として認められる項目については、収入から控除をし、残額は丸亀市福祉事務所に返還金になる可能性がある。」と説明した。

また、本件交通事故に係る請求人の自動車の損傷具合について担当ケースワーカーから確認したところ、請求人からは「少し当たった程度なので大丈夫だ。」と回答があった。担当ケースワーカーは、請求人に対して、自動車が損傷している事実を保険会社の担当者に伝え、請求人が希望するのであれば損傷箇所を直してもらうように説明した。

②　令和2年4月23日、処分庁に来所した請求人に対して、請求人の自動車の使用を処分庁は容認していないため自動車を運転しないよう法第27条に基づく口頭指導を行った。なお、口頭指導を行ったが、しかしながら、請求人は[redacted]であり[redacted]を利用していることを考慮し、「通院と通所のみ自動車の使用を容認することを検討できるが、どうするか」と請求人に尋ねたところ、請求人からは、通院及び通所だけでなく、買い物でも自動車の使用を認めて欲しい旨の要望があった。

③　同年6月中旬頃、担当ケースワーカーが請求人に電話し、保険金について確認したところ、請求人からは、自動車修理に使ったため残っていない旨の返答があった。担当ケースワーカーが、保険金は返還金になる可能性が高いため、受領すれば連絡するよう説明していたはずであると伝えたとこ

ろ、請求人は、自動車の修理はしてよいとの説明を受けたため修理をした旨を主張した。

④ 同月 17 日、処分庁は、来所した請求人に対して受領した保険金について収入申告書を提出するよう指導した。その際、請求人から、8年前（請求人が[redacted]において生活保護の受給を開始した時）から自動車を使用してきており、これまでの担当ケースワーカーは自動車の使用を許可してきたのに、今になって容認されないのであれば、これまでの担当ケースワーカー全員を処分するよう求めがあり、処分庁からは、これまでの他のケースワーカーの対応は不明であるが、請求人が自動車を使用していたことは事実であるため、指導はさせていただくと伝えた。

⑤ 同年7月 22 日、処分庁は、請求人の自動車使用の容認に関するケース会議を開催し、請求人の[redacted]、[redacted]を考慮しつつ、他の移動手段の利用を検討した結果、通院と通所のみ自動車の使用を容認することとした。

⑥ 同月 30 日、処分庁は、法第 63 条に基づく返還金に関するケース会議を開催した。

請求人は、本件収入申告を行った同月 17 日以降に、テレビ・冷蔵庫・洗濯機・掃除機を購入しており、それら全てが買い替えの必要がある状態であったと判断して[redacted]円を自立更生経費として認定し、これと基礎控除 8,000 円とを請求人が受領した交通事故の保険金[redacted]円から差し引いた[redacted]円を返還額とする本件処分を決定した。なお、資力発生日である交通事故に遭った同年4月 21 日から返還決定日である同年7月 30 日までに請求人に対して支給した保護費は[redacted]円（医療扶助費は含まない）であり、返還額[redacted]円より支給した保護費の方が多額であった。

（2）本件審査請求に対する処分庁の意見について

自立更生経費として認められる場合として、「当該経費が通院、通所及び通学のために保有を容認される自動車の維持に要する費用にあてられる場合は、当該自動車の利用に伴う燃料費、修理費、自動車損害賠償保障法に基づく保険料、対人・対物賠償に係る任意保険料及び道路運送車両法による自動車の検査に要する費用等として必要と認められる最小限度の額」と「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年4月1日社発第 246 号厚生省社会局長通知。）の第８－２－(4)にいう「自立更生のための用途に供される額の認定基準」として生活保護手帳に記載がある。

しかし、本件処分は、処分庁が請求人に対して自動車の保有・使用を容認していない時期に発生した交通事故に係る保険金に対して行ったものであり、保有を容認していない自動車の修理費は、自立更生経費として認められないと判断したものである。

第３　理由

1　「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年4月1日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）」（以下「事務次官通知」という。）の第3では、資産の活用について、次のとおり定められている。

最低生活の内容としてその所有又は利用を容認するに適しない資産は、次の場合を除き、原則として処分のうえ、最低限度の生活の維持のために活用させること。

なお、資産の活用は売却を原則とするが、これにより難いときは当該資産の貸与によって収益をあげる等活用の方法を考慮すること。

1　その資産が現実に最低限度の生活維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持及び自立の助長に実効があがっているもの

2　現在活用されてはいないが、近い将来において活用されることがほぼ確実であって、かつ、処分するよりも保有している方が生活維持に実効があがると認められるもの

3　処分することができないか、又は著しく困難なもの

4　売却代金よりも売却に要する経費が高いもの

5　社会通念上処分させることを適当としないもの

2　「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年4月1日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）では、自動車の保有に関する設問（第3の 12）において、次のとおり、考え方が示されている。

（設 12）　次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

1　障害（児）者が通院，通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車を必要とする場合

2　公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車を必要とする場合

（答）　次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に適当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを適当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

1　障害（児）者が通院等のために自動車を必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

（1）　障害（児）者の通院等のために定期的に自動車が利用されることが明らかな場合であること。

（2）　当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当で

あると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

（3）　自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2,000cc以下）であること。

（4）　自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

（5）　障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要であるとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

（以下、略）

3　「生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）」（以下「別冊問答集」という。）問3－14では、被保護者が自動車を保有することが認められる場合として、次の考え方が示されている。

（答）　生活用品としての自動車は、単に日常生活の便利に用いられるのみであるならば、地域の普及率の如何にかかわらず、自動車の保有を認める段階には至っていない。事業用品としての自動車は当該事業が事業の種別、地理的条件等から判断して当該地域の低所得世帯との均衡を失することにならないと認められる場合には、保有を認めて差し支えない。

なお、生活用品としての自動車については原則的に保有は認められないが、なかには、保有を容認しなければならない事情がある場合もあると思われる。かかる場合は、実施機関は、県本庁及び厚生労働省に情報提供の上判断していく必要がある。

4　以上を踏まえ、本件処分について検討する。

（1）　生活保護制度上、自動車の保有は原則として認められておらず、生活保護受給者が自動車を保有していることを福祉事務所が知った場合は、その保有を容認しないのであれば、事務次官通知第3に基づき、資産として売却処分するよう指導し、最低限度の生活の維持のために活用させる必要がある。

ただし、[redacted]として、その保有を認めて差しつかえないこととされており、限定的に保有が認められる場合がある。

したがって、福祉事務所においては、生活保護受給者が自動車を保有していることを知った場合には、資産として売却処分するよう指導するか、

又は、限定的にその保有を容認するかのいずれかの対応がなされているものと考えられる。

（2）　本件に関しては、処分庁は弁明書において、請求人の「8年前（請求人が[redacted]において生活保護の受給を開始した時）から自動車を使用してきており、これまでの担当ケースワーカーは自動車の使用を許可してきた」との申立てに対して、「これまでの他のケースワーカーの対応は不明である」と回答している。しかし、8年間もの長期間に渡って請求人が自動車を所有し、使用していることを福祉事務所が知らなかった、あるいは、知っていたが対応を放置していたとは考えられず、処分庁においては、過去のいずれかの時点で、請求人の自動車の使用を知り、限定的に保有を認めるとの判断がなされていたと考えるのが合理的であると考えられ、また、そうでなければ、本件事故後に担当ケースワーカーが請求人に対して行った「自動車が損傷している事実を保険会社の担当者に伝え、請求人が希望するのであれば損傷個所を直してもらうように」との説明を行う理由がないこととなる。

（3）　処分庁は、本件処分が、請求人の自動車使用の容認を決定した令和2年7月22日のケース会議前であり、自動車の保有・使用を容認していない時期に発生した交通事故に係る保険金に対して行ったものであることを理由に、自立更生経費として認められないと判断した旨を主張している。つまり、処分庁は、処分庁としての過去の対応が分からないと主張しているにもかかわらず、結論的には、当該ケース会議前は認めていなかったと判断したということであり、かかる判断に理由はなく、また、上記のとおり、請求人の自動車使用は事実上認められていたものと考えられるため、本件処分は、法第63条の適用に誤りがあり、違法であると判断される。

5　なお、請求人は、スーパーマーケットへの買い物時においても自動車の使用を認めることを求めているが、別冊問答集問3－14では、生活用品としての自動車については原則的に保有が認められていない。

第4　結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があると認められるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月11日

審査庁　香川県知事　浜田　恵造